破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２２年（フ）第３４４号
富山県中新川郡上市町横法音寺125番地
破産者　堀田　秀一
1　破産債権の届出期間　平成23年４月15日まで
2　一般調査期日　平成23年４月26日午前10時15分
平成23年３月15日　　富山地方裁判所民事部
平成２２年（フ）第１５４２号
京都市山科区東野門口町13番地１―32
破産者　有限会社ライフテック
1　破産債権の届出期間　平成23年４月15日まで
2　一般調査期日　平成23年７月５日午前10時
平成23年３月16日
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２２年（フ）第１５４３号
京都市伏見区向島東定請１―１　エースイン向島102号室
破産者　小西　哲也
1　破産債権の届出期間　平成23年４月15日まで
2　一般調査期日　平成23年７月５日午前10時
平成23年３月16日
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２１年（フ）第８８２２号
大阪市旭区中宮４丁目２番25号
破産者　宏和産業株式会社
1　破産債権の届出期間　平成23年４月15日まで
2　一般調査期日　平成23年６月２日午後３時30分
平成23年３月15日
大阪地方裁判所第６民事部
平成２２年（フ）第９５３号
大阪府阪南市石田600番地の６―８棟506号、前住所大阪府阪南市黒田48番地の１―1108号、営業所所在地大阪市西区九条南３丁目15番３号
破産者　木元鉄工所こと　木元　啓一
1　破産債権の届出期間　平成23年４月15日まで
2　一般調査期日　平成23年５月24日午後２時30分
平成23年３月14日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
平成２２年（フ）第３５６４号
大阪市浪速区浪速東１丁目４番６号
破産者　木谷　弘行
1　破産債権の届出期間　平成23年４月18日まで
2　一般調査期日　平成23年５月12日午後３時30分
平成23年３月16日
大阪地方裁判所第６民事部
平成２２年（フ）第１７２号
長崎県長崎市京泊３丁目３番１号
破産者　長水株式会社
1　破産債権の届出期間　平成23年４月20日まで
2　一般調査期日　平成23年５月27日午前10時40分
平成23年３月16日
長崎地方裁判所民事部破産係
平成２２年（フ）第８６４０号
大阪市城東区森之宮２―７―601、開始決定時の住所大阪市東住吉区今川４丁目18番14号
破産者　今井　照和
1　破産債権の届出期間　平成23年４月25日まで
2　一般調査期日　平成23年５月30日午後４時
平成23年３月15日
大阪地方裁判所第６民事部

破産債権の特別調査期日

平成２１年（フ）第９０７４号
大阪府吹田市豊津町８番10号アドバンス江坂ビル４階
破産者　株式会社大東
特別調査期日　平成23年４月28日午後３時30分
平成23年３月15日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会招集

平成２２年（フ）第６８号
愛媛県宇和島市宮下甲1600番地７　梅ノ木団地２号
破産者　ヨシダカメラこと　吉田　孝雄
1　期日　平成23年５月24日午後１時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年３月15日
松山地方裁判所宇和島支部
平成２１年（フ）第１９５８号
大阪市中央区上町１丁目６番19号、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区（大阪市東区上町１丁目６番19号）
破産者　日設産業機器株式会社
1　期日　平成23年４月５日午後１時30分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年３月15日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。
平成２２年（フ）第５３号
熊本県天草市深海町692番地
破産者　口脇　眞弓
異議申述期間　平成23年５月２日まで
平成23年３月16日　熊本地方裁判所天草支部

特別清算開始

平成２３年（ヒ）第３号
福井市三十八社町33号66番地
清算株式会社　フクビバビュー工業株式会社
代表清算人　前波　裕司
1　決定年月日　平成23年３月11日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
福井地方裁判所

特別清算終結

平成２３年（ヒ）第２号
広島県福山市曙町１丁目12番18号
清算株式会社　芦田川商事株式会社
1　決定年月日　平成23年３月14日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
広島地方裁判所福山支部
平成２３年（ヒ）第３号
広島県福山市曙町１丁目12番18号
清算株式会社　ＦＡＳ株式会社
1　決定年月日　平成23年３月14日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
広島地方裁判所福山支部

再生手続終結

平成１９年（再）第１号
北海道常呂郡佐呂間町字若里39番地
再生債務者　株式会社丸本本間水産
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成23年３月14日　釧路地方裁判所北見支部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２３年（再イ）第４号
東京都国分寺市泉町３丁目16番28号ＪＲ東日本西国分寺寮
再生債務者　鈴木　雄介
1　決定年月日時　平成23年３月15日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年４月12日まで
4　一般異議申述期間　平成23年４月26日から平成23年５月17日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部
平成２３年（再イ）第１４号
東京都府中市美好町２丁目１番地の２ＳＡＷＡハイツ202
再生債務者　宮崎　唯史
1　決定年月日時　平成23年３月15日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年４月12日まで
4　一般異議申述期間　平成23年４月26日から平成23年５月17日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部
平成２２年（再イ）第４６１号
神奈川県藤沢市亀井野1518番地
再生債務者　竹中　　潤
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年４月12日まで
4　一般異議申述期間　平成23年４月26日から平成23年５月６日まで
横浜地方裁判所第３民事部
平成２２年（再イ）第９３号
川崎市高津区蟹ヶ谷92番地１　クイーンヒルズ日吉411
再生債務者　古田　祐幸
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年４月12日まで
4　一般異議申述期間　平成23年４月26日から平成23年５月10日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係